

○武正委員 金利の急上昇。これは、異次元のと言われる大胆な金融緩和では金利は下がる、こういうふうに見込まれていたはずなわけですが、それが、金融政策決定会合以来、乱高下を繰り返し、特に、この三日、四日には〇・三%ほどはね上がる。一昨日は、二兆円ですか、市場に資金を供給して、〇・八五といったことになっております。

こうした金利の急上昇が招く弊害。これは、昨日も合同審査会で、我が党の古本議員から麻生財務大臣に、利払い費がどの程度ふえるかといったことで質問したわけでありましたが、当然、利払い費も増額が見込まれるわけでありまして、財政にも大変な影響も出てくるわけでありまして。

私も同様であります。やはり住宅ローンを抱える者にとっては金利の上昇というものが負担増にもつながりますし、企業では、やはり融資の利払い、こうしたものの高騰にもつながる。企業が融資を受けて、設備投資といったところにも当然影響が出てくる懸念があります。

この金利の急上昇について、財務大臣としての認識を伺いたいと思います。

○山口副大臣 私の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、実は、私も先生同様、住宅ローンで、しかも変動制でございまして、そういった思いはあるわけです。

ただいま御指摘がございましたように、私も出席をしておりましたが、四月四日の金融政策決定会合、その後、翌五日には長期金利が一時〇・三一五まで低下をいたしまして、史上最低金利を更新した後、〇・六二〇まで急上昇いたしました。

また、お話にございました、先週金曜日以来、円安の進行とか株価の上昇とあわせて、長期金利が三日間で〇・六〇程度から〇・八五程度まで急速に上昇いたしました。一時期、十五日には〇・九二〇というふうなこともあったわけでございます。それらの動きにつきましては、大臣ほどではありませんが、私の立場からもコメントは差し控えたいと思うわけでありまして。

しかし、御指摘のように、仮に、財政の持続可能性への信認が失われる等の理由によって国債価格が下落をして金利が高騰するというふうなことになりますと、当然、企業の資金調達を妨げ、景気回復の足かせとなりますし、同時に

住宅ローンの返済増などを通じて国民の負担増となる、さらには多額の国債を保有しておく金融機関に大きな評価損が生じる、同時に財政収支が悪化をしてしまう等々、経済財政、国民生活に重大な影響が及ぶというふうに認識をしております。

ですから、私どもとしては、そのような事態を決して招かないように、国債の安定的な消化が確保されるような国債管理政策に努めていくというふうなことと同時に、日銀との共同声明にありますように、持続可能な財政構造を確立するための取り組みを着実に推進して、市場の信認を確保していくというふうなことであろうかと存じておる次第でございます。

(中略)

○武正委員 お手元六ページの平成二十五年度の国交省の予算の概要でも、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の三本柱の一本目に復興・防災対策と。そして、これは国土強靱化ということで後ほど触れますけれども、命と暮らしを守るインフラ総点検・再構築の中で、総点検、老朽化対策ということが挙げられているということになってこようかと思えます。

今触れられた第二次社会資本整備重点計画は平成二十年ですが、昨年八月三十一日には、前政権時代に第三次社会資本整備重点計画がつくられまして、選択と集中ということで、特に大規模、広域的な災害リスクの低減、そしてまた産業、経済の基盤、国際競争力の強化への対応、また持続可能で活力ある国土、地域づくりの実現への支障への対応、そして、四番目になりますが、今的確な維持管理、更新を行わないと将来極めて危険となるおそれのあるものということで、こうした維持管理、更新といったところが打ち出されておりますし、特に、それについて我が国の社会資本の実態把握と維持管理、更新費の推計、施設の長寿命化によるトータルコストの低減等が、やらなければならないということで盛り込まれているわけであります。

そこで、財務大臣に伺いたいんですが、財務省が、こうしたインフラ、あるいは特に道路やあるいは橋やトンネル、今回トンネルについて痛ましい事故が起きたんですが、この修繕とかあるいは大規模な更新とか、こういった概念というのはその査定時にしっかり持って、概算要求、国交省の予算に対しての査

定を行っている、あるいは行ってきたということについて触れていただきたいと思います。

○山口副大臣 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

今御指摘をいただきましたが、道路等の公共インフラにつきましては、従来からの既存ストックの修繕など、維持管理及びそのための経費の概念は存在をしております。

そういったことで、平成二十五年度予算におきましては、ただいま御指摘をいただきましたように、老朽化が進む公共インフラの安全性に対する不安が高まっておるといような中で、既存ストックの修繕あるいは老朽化対策、防災機能の向上といったところに重点化をさせていただいたわけではありますが、一方、既存ストックの更新というものにつきましては、新設、改築等の事業の中で必要に応じて取り組まれてきたというふうに実は承知をしております。

しかしながら、今後、公共インフラの老朽化が進む中で、的確な長寿命化の取り組みなどを通じて、維持管理の効率化とともに、更新需要の平準化を図って、限られた財源の中で持続可能性を確保していくということが重要だと考えております。

○武正委員 その大規模更新という考え方が予算の査定時にない、また盛り込まれていない。老朽化ということは、予算査定時には、あるいは予算作成時には予算編成の基本方針にはあるんですけども、大規模更新をしなければならないというような観点から予算編成がされていないということが今副大臣から述べられたということなんです。

既に、首都高速道路は、構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会報告書をことし一月十五日にまとめておりまして、構造物について、「現在の償還計画には含まれていない、」償還計画に含まれていないんですね、こうした大規模な更新は、首都高もあるいは東、中、西も、「大規模修繕を適切に実施することが必要である。」「構造物を全て新たに作り替える大規模更新が必要となる。」、大規模修繕、大規模更新、こうしたことを述べておりまして、首都高は、大規模更新の概算費用は五千五百億から六千八百五十億、大規模修繕などの概算費用は二千二百五十億円から二千四百億円、計七千九百億円から九千億円。検討区間以外を大規模修繕するとさらに三千二百億円という報告書が出されて

おります。

また、東、中、西日本の高速道路三社、老朽化した橋やトンネルなどの大規模建てかえや改修を行った場合、今後百年間に少なくとも五兆四千億円が必要との試算、全てを建てかえると五兆二千億円の追加が必要で、総額十兆円を超えるということが、ことし四月二十五日、発表されております。

財務大臣、首都高とそれから高速道路だけでも十兆円、あるいは一兆円を超えるという大規模修繕、大規模更新、こうしたことが発表されているんですが、予算編成を担当する、また査定をする官庁として、これからまた来年度の概算要求なども行われるわけですが、こうした大規模更新についての考え方、これを取り入れていくということによろしいでしょうか。財務大臣、いかがでしょうか。

○山口副大臣 先生御指摘のような現状認識、当然私どもも持っておりますので、今後、国土交通省等とも緊密に相談をし、連携をしながら、しっかり対応していきたいと思っております。

(中略)

○桜内委員 日本維新の会の桜内文城です。

本日は、国際的な取引に関する課税ということについて、やや技術的ではありますが、幾つか尋ねてまいります。

まず、この委員会でも一度質疑させていただいたことがありますけれども、最近、インターネットの発達というのもありまして、いわゆる電子書籍ですとか音楽コンテンツのダウンロード、それから、最近では映画もダウンロードが可能となってきました。その市場が大変拡大しておる、急拡大してきています。

では、その場合、基本的に消費税がどうかかかっていくのか、課税されていくのかといいますと、もし事業者が、例えば大手でいいますとアップルのアイチューンズという、大変世界的にも大きな音楽配信の会社がありますけれども、あるいはアマゾンですとか、グーグルというところも、今週の報道では定額の音楽が聞けるサービスを提供するということなんです。これはもちろん有料です。取引が発生するわけですが、事業者が基本的に外国にありますと、

消費税の課税の問題という意味でいえば、国外取引ということで、日本の消費税がかかってこないということになっております。

一方で、日本にも似たような事業をやっている会社があるわけなんですけれども、その場合、日本国内の取引ということになりますので、消費税がかかります。もちろん日本の会社であったとしても、例えば楽天とかは、カナダのそういった書籍コンテンツなりの会社のシステムを買収して、基本的に事業はそこで行っているということでもあるわけですけれども、これから消費税が八%、そして一〇%に上がっていくというときに、消費者に対して小売価格といえますか、それが一〇%乗っているか乗っていないかというのは大変大きな競争力の差にもなってくるわけです。

私が、たまたま娘の学校が一緒で、知り合いのそういった事業をやっているしゃる会社の社長さんがいるんですけれども、その方に聞きますと、本当に真剣に、日本から脱出して、本社機能、特に電子書籍なりのサーバー及び業務を外国に移管するしかないんじゃないかと、これは真剣に経営上の悩みとして抱えていらっしゃいます。

ですので、これは問題が二つあると思います。日本の産業が空洞化してしまうんじゃないかというおそれ、それと、日本国内でこれだけの売り上げを上げていて、アマゾンの日本支社というか、日本の、これはアメリカの証券取引委員会へ提出した年次報告書の中で開示されたらしいんですけれども、七千三百億円も売り上げがあって、もちろんそれは物品とかも含む話なので、ダウンロードというのがどのくらいあるかはまだわかりませんが、とにかく、市場を拡大していく中で、こういった格差ですとか課税の公平というのをどう確保していられるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○山口副大臣 お答えをさせていただきます。

前にも先生の方から同趣旨の御質問があったわけですが、今お話がありましたように、現在、我が国の消費税制度では、海外からのインターネット等を通じたサービスの提供等は国外取引というふうなことで整理をされておりますので、消費税は課されておられません。国境を越えたさまざまな取引が非常に活発化してきておるわけですが、そういった中で、消費税の課税のあり方をこの際しっかりやっていく、検討していくということは、本当に大事な課題であろうと認識をいたしております。

消費税の課税のあり方を検討する際には、経済活動に対する中立性の確保、国内外の事業者の事務負担に与える影響、適正、公平な課税の確保など、幅広い観点から、実務の実態、国際的な議論の動向等も踏まえながら検討を行っていく必要があるかと思っております。確かに、お話のとおり、消費税一〇%ともなりますと、決して無視のできないようなかなり大きな数字というふうになってまいりますので、しっかり検討していきたいと思っております。

(中略)

○桜内委員 ありがとうございます。

これは、関税局といいますか、本当に大事な部分だと思います。ただ、これから、どんどん小口のものですともふえてくるでしょうし、なかなか全てを把握するというのも大変かとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今まで消費税についてお伺いしてきたんですけれども、次は、国際的な取引に関する所得課税についてお尋ねをいたします。

私自身、国際租税課で係長をやったこともあるんですけれども、本当にややこしい世界でありまして、今度、租税条約も国会に出てくるそうですけれども。その中で、所得の帰属をどう判定するかという要件としまして、PEとよく言われます恒久的施設、パーマネントエスタブリッシュメントというのが概念としてあるわけですけれども、これが、電子商取引なりが発達してきた場合、その認定というものがやはり時代にそぐわなくなっているところがあるかと思えます。

日米租税条約を例えば引用しますと、PEというのは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」というふうにあるんですが、これまた電子商取引で、例えば Amazon.co.jp という、日本の支社みたいなものですか、あるわけですけれども、マーケティングとか実際の取引というのはインターネットのウェブ上で行いますので、取引自体、先ほどの消費税の問題と同じようなことが起こるわけです。

アマゾンの場合、実際の日本での売り上げが七千三百億円あるわけですよ。これは日本の当局というよりも、アメリカの証券取引委員会へ提出した年次報告書で開示されたものだそうなんですけれども、日本では、売り上げの規模す

ら実はちゃんと把握もできていなかったりするわけです。

しかし、日本国内で七千三百億円も売り上げのある企業に対して、もちろん執行上、個別企業についてはお話しできないとは思いますが、報道によれば、日本に事業所得としての課税がなされていないんじゃないかと。何となれば、日本にももちろん配送センターという大変大きなものをつくっているそうなんですけれども、それが単なる物品の保管ですとかをしている場所にしか当たらないからという法解釈、この租税条約の恒久的施設の法解釈によるとは聞きますが、これはやはり、物品の販売といいますかが基本の会社で、七千三百億円もある会社もある。

また一方で、これはアメリカの企業ですけれども、グーグルというところは、課税関係はよく知りませんが、広告という、物品じゃないものの売り上げが、またこれはたくさんあるわけですよ。この場合、もちろん事業所得自体は、本来、上がっているはずなんです。日本円での売り上げというのがもちろんあるわけで、日本にカスタマーがたくさんいて、顧客がいて、その売り上げがこれだけの規模であるけれども、物品の場合ですらPEがないじゃないかという議論になっているし、インターネット上の広告というサービスの売り上げについては、全く恒久的施設でありようがないわけですよ。

こういったものについて、そろそろ事業所得課税、特に国際的な事業所得課税のあり方について、まずそのPEのあり方を考え直す、あるいは、ショバ代と言ったら言い方は悪いんですけども、日本でこれだけ稼いでいるのであれば、売り上げが上がっているのであれば、何らかの外形標準課税をすべきではないかなとも思ったりもするんですけども、その辺、財務省として何らかの検討は行われているんでしょうか。もし検討されているのであれば、その内容、方向性について、お教えいただければと思います。

○山口副大臣 今、種々御指摘をいただきましたが、もう御案内のとおりで、恒久的施設という話であります。これを持たない外国法人の事業所得については、外国法人の居住地国で課税すべきものというふうなことになっておりまして、所得の源泉地国として日本は課税をしないというふうなことにはなっておるわけですが、お話しのように、グローバル化した経済環境のもとでのこうした外国企業に対する国際的な課税ルールのあり方、これにつきましては、外国法人の居住地国と所得の源泉地国による二重課税をどう調整すべきか

というふうな観点も含めて、OECD租税委員会等の国際機関におきまして、今、議論をされておるといふようなところであります。私どもも、そういった議論を踏まえて、国際的なルールに沿って、外国企業に対する適正な課税の確保に努めていきたいと思っております。

若干これもお話がありました、このOECDモデルの租税条約におきましては、ウェブサイトのみでは恒久的施設とはなり得ないといふようなことになっておりまして、ではサーバーはどうだと。サーバーにつきましても、それが契約の締結などの事業の中核的機能を担っておる場合においてのみ恒久的施設になるというふうにはされておるところでございます。

(中略)

○佐々木（憲）委員 当面の取り組みとして、今紹介のありました、五千円札の改良を挙げられましたけれども、ホログラムの、つるつるしている透明シールを大きくするという事なんですけれども、なぜ五千円札に着目したのか。この点について、これは副大臣に、もしよければお答えいただきたい。

○山口副大臣 佐々木先生のツイッターも拝見をいたしました。

今お話しのお話の五千円札でございますが、これは、視覚障害、目の不自由な皆様方から、横幅が中間的なサイズでございます五千円券について特に識別がしにくいというふうなお声があったということをお慮させていただきました。

目の不自由な方から出ておる触感の改善要望に対しまして、ATM等の現金取り扱い機器への影響を最小としつつ、できる限り早期に答えるには、五千円券のホログラムの大きさ、形状を変更することが望ましいというふうにご検討の次第でございます。

○佐々木（憲）委員 五千円札に着目したのは、一番間違えやすい券種だということだと。

そこで、資料をちょっと見ていただきたいんですけども、現在有効な紙幣、二十二種類あるそうですけれども、そのうち七種類を示しております。

サイズを見ていただきますと、横の長さが、二千円札が百五十四ミリであります。旧五千円札は百五十五ミリ。五千円札は百五十六ミリなんですね。これ

はそれぞれ横幅がたった一ミリしか変わらないんですよ。以前にこの識別問題を取り上げたときにも言いましたけれども、この一ミリの違いを手で触って識別しなさいというのはほとんど不可能であります。

それから、ホログラムも、わかりにくいというのが障害者の皆さんの声で、例えば、何回か折りますと区別がつかなくなる。それから、流通して古くなると、なおさらわからなくなる。それと、中途失明者あるいは糖尿病などで手の感覚が敏感でない方は、非常に判別が難しい。

ホログラムだけではなくて、インクの盛りで識別できるというようなことも工夫をされているようですけれども、これもやはり同じような問題があるんですね。

これはやはりさらに改善が必要だと思いますけれども、副大臣はどのような感想をお持ちですか。

○山口副大臣　ホログラムについてでございますが、これは、現在使用しているインクの盛り上げによる識別マークよりも摩耗はしにくいというふうなことはあるわけでありましたが、同時に、今回の改良というのは、佐々木先生の強い御要望もございましたので、早期にともかく実施できるようにということになりますと、既存のATM等への影響を最小限にしなければならぬというふうな事情もございまして、触感を改善する方策というふうなことにしたわけでございます。

しかしながら、さらなる識別性の改善の方策ということも御指摘がございませぬ。将来の改刷に向けた課題であろうというふうに考えております。

○佐々木（憲）委員　さらに、二つ目の、スマホ対応のアプリの開発ですね。財務省にお聞きしますと、今回対応するのは 아이폰ということなんですけれども、どれだけの視覚障害者の方が 아이폰を使っているか、その他のスマートフォンを利用しているか、これはどの程度だと思われませぬか。

○山口副大臣　御指摘のとおり、今回 아이폰ということではありますが、全ての目の不自由な方々を対象として携帯電話の保有状況に関する調査というのは行われておりませぬ。具体的な保有状況については、申し上げるということ是非常に困難ではありますけれども、総務省が昨年六月に公表した調査がございませぬ。

が、これによりますと、目の不自由な方々の携帯電話利用者におけるスマートフォンの利用というのは一〇%弱というふうに承知をいたしております。

○佐々木（憲）委員 スマートフォンが一〇%弱であると。その中で、今回の対象はそのまた一部なんですね。

ATMの問題でも私は取り上げたんですけれども、そもそも視覚障害者の方々は、タッチパネルの利用が困難なんです。物理的なボタン式でないと、どこをさわっているかわからないという問題があります。

スマートフォンの改善も必要なんですけれども、ほかにも対応策はいろいろあるんじゃないかと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○山口副大臣 実は、私もガラ携を使っておりまして、御指摘のようなことは確かにあろうかと思えます。

ただ、問題なのは、スマホに関しては容量が結構あるものですから、今回、識別のアプリについては八メガ程度というふうなことで、ところが、ボタン式の携帯電話になりますと、五メガから七メガぐらいの容量しかないというふうなこともございまして、非常に困難であるというふうなことを事業者の方からも聞いておるわけでございます。

そこら辺もあるわけでありまして、何とか、とりあえずスマホの方でそういったことが可能であるということで、やっていただきたいということでお願いをしておるところであります。

○佐々木（憲）委員 これは一步ですからね。今、容量の話もいろいろありましたけれども、それは技術革新がどんどん進んでいますから、いろいろな可能性もあり得るので、何か限定してこれで済みというのではなくて、今おっしゃったように、さらに改善をしていく、可能性を広げていく、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思えます。

それから、三点目の、識別のための簡単な機械の開発ですけれども、これが安価で視覚障害者が手に入れやすいということであれば、私は前進だと思えます。ただ、識別のための機械ができたからといってすぐ問題が全部解決するわけじゃなくて、例えば、買い物をしている途中で一々機械で判別するというわけにもいかないわけです。

視覚障害者の方は、例えばあんまの治療院をやったり、働いている方も多いわけですね。そうすると、お客さんから代金をもらいますね。その場で機械で判別する。これは千円です、これは一万円札ですというふうに声が出る。お客さんとの信頼関係上、なかなか、目の前でそういうことを確かめるとするのは非常に難しいと言うんですよ。こういう実態も考慮しなければいけないと思います。

それから、そういう意味では、使う人の立場、使う側の感覚、これも非常に私は大事だと思いますので、識別しやすい紙幣にするためにさらに改善すると同時に、こういう点についても直接視覚障害者の方々の意見を聞いて改善していくということが大事だと思います。

今、アンケートをとろうという話があるようですけれども、例えば、点字のアンケート、点字の回答があつて当然だと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○山口副大臣 先ほどお話がございました識別の機械であります、さらなる簡便な方向性と、イヤホンで聞けるようなことも実は考えております。

今御質問がございましたアンケートでございますが、本件の公表後、アンケートの実施方法について実は目の不自由な皆様方といろいろ協議を開始させていただいたところでございまして、この実施の方法については、当然、御指摘の点字というふうなこともあろうかと思っております。

十分踏まえて、さまざまに御意見をお伺いする中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

○佐々木（憲）委員 点字以外にも、例えば、実際に現物にさわっていただいてその感想をお聞きするとか、あるいはインターネットで意見を募集するとか、いろいろな方法があると思うんです。紙幣の改善という点では、やはり使う方々の意見をぜひ聞いていただきたい。

そして、実は、視覚障害者だけではなくて、耳の不自由な聴覚障害者、こういう方々、両方の障害のある方がいらっしゃるわけですね。盲聾者と言われるそうですけれども、そういう方たちの意見も私はぜひ聞いていただきたいと思うんです。スマホや機械を使って音声を読み上げたとしても判別できない。盲聾者の場合は体表点字という手段があるそうで、それを使いますと紙幣の読み取

りができると聞いております。誰もが使いやすいという観点で、障害者の方々や高齢者など、広く声を集めるべきだと思います。

一番大事なことは、今の紙幣で何に困っているのか、どう改善してほしいのか、こういう声を酌み尽くすことだと思いますけれども、もう一度確認をしておきたいと思います。

○山口副大臣 お話しのとおり、御指摘のとおりだろうと思います。ともかく、アンケートの方法につきましても、可能な限りいろいろな方法を考えていきたい。

同時に、その対象ということにつきましても、今御指摘のような、重ねた障害をお持ちの方もおいでになりますし、同時に、実は、調べてみますと、視覚障害者の方々は全国で約三十一万人ということですが、ところが、どうしても主としてまず団体の方とのお話し合いということになるわけで、その場合は、例えば社会福祉法人日本盲人会連合というのが五万人ですよね。等々、そこら辺、いろいろありますので、できるだけ幅広く御意見をお伺いしていきたいと考えております。

○佐々木（憲）委員 例えば、以前私も質問で紹介したんですが、資料の二枚目を見ていただきますと、ユーロの紙幣は視覚障害者の方々に非常に識別しやすいように工夫されているんですね。これは日本の紙幣とは大分違うわけです。

私、ここに現物を持ってまいりましたけれども、これは、五ユーロから百ユーロまで、大体、縦が五ミリ、横も六ミリから七ミリずつ大きさが違うんです。例えば、二百ユーロと五百ユーロは、幅が七ミリ違うわけですね。

それから、色も、ごらんになってわかりますように、はっきり区別しております。これは弱視の方やお年寄りにも判別しやすいということでもあります。例えば、五ユーロはグレー、十ユーロは赤、二十ユーロは青、五十ユーロはオレンジ、百ユーロは緑、二百ユーロは黄茶、五百ユーロは紫。こういうふうに、ユーロは、金額の値が大きいほど大きさは大きい、それから、近い紙幣は対照的な色を使っている、そういうふうに大変区別しやすくなっているんですね。

そこで、確認ですけれども、ユーロは、このように識別しやすい紙幣をつくった背景、経緯があると思うんですが、わかっている範囲で回答をいただきたいと思います。



に対して税額控除や現金給付を行う制度であります。マイナンバー制度による所得把握が必要だというふうに言われておるわけでありまして。

次に、複数税率というふうなことがございます。

これらは、ともに検討課題とされておりますが、この複数税率につきましても、対象品目あるいは財源の確保がちゃんとできるのか、区分経理による事業者の事務負担増等の解決、これらが前提ということで、今、種々御協議をいただいております。同時に、消費税率が八%の段階からいずれかの施策の実現までの間、暫定的、臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施するというふうなことになるわけでございます。

本年二月の三党合意におきまして、低所得者対策につきましては、引き続き協議を行うというふうなことにされております。大変重たい三党間のお約束でございまして、政府としても、与党間あるいはまた三党間での議論を踏まえた上で検討していく必要があると思っておりますが、同時に、政府としても、当然、政党間の議論のためのさまざまな御協力はさせていただきたいというふうな段階でございまして。

○鈴木（克）委員 最後の質問とさせていただきますけれども、宣伝、広告等の規制のあり方ということで、消費税転嫁法案はいろいろなことが検討されておるわけでありまして、結論から言うと、事業者が消費税に関連するような形で安売り宣伝や広告を行うことを禁止する、こういうことだというふうに思っています。

本当に、いわゆる消費税をイメージさせる文言を使用しないというふうに禁止をしたところで、私はやはり、その効果というのは、出てくるということではない、非常に効果は小さいんじゃないかな、乏しいんじゃないかな、こんなふうに思うんですが、この辺の現在のところの政府としての見解をお示しいただきたいと思っております。

○山口副大臣 これはもう御案内のとおりと思っておりますが、きょうも経産委員会の方で締めくくり総括の議論をやっておられたようでありますが、転嫁対策法案の第八条の規定がございまして。

これは、大手小売業者などが消費税分を値引きする等の宣伝や広告、これを行うことによって、体力のない周辺の商店街などでも、巻き込まれてといいま

すか、同様の値引きを行わざるを得なくなる、また、そういったことによって消費税の円滑な転嫁ができないというふうなおそれがあること、あるいは、そのような宣伝等を伴う販売行為を行う大手の小売業者等による、納入する方等への買ったたきにつながっていくというふうな可能性がある、そういった宣伝等を禁止するもの、これは担当が消費者庁でありますので、私ども、そういうふうに承知をいたしております。

また、本規定につきましては、前回の消費税率の引き上げの後に消費税還元セール等というのが行われまして、納入業者に対する買ったたき等の問題が発生をしたというふうな御指摘も実はいただいております。

今般の税率引き上げに当たっても、中小団体から、転嫁拒否行為を防止するために、消費税分の還元や値引きを連想させるような値引き行為とか表示方法を禁止すべきというふうな声が多数寄せられておったというふうなことを踏まえて設けられた措置であるというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、消費税率の引き上げに当たっては、事業者の方々が転嫁しやすい環境を整備していくというのは重要な課題でございます。本規定による消費税分を値引きする等の宣伝、広告の禁止に加えて、大規模小売事業者による納入業者に対する転嫁拒否行為等の監視、取り締まり等、本法案に規定されたさまざまな施策を総動員して、関係省庁一体になって転嫁対策に全力で取り組んでいきたいというふうなことでございます。